



Kumamoto City

News Release

令和 7 年（2025 年）9 月 3 日

令和 7 年度（2025 年度）「屋外広告物適正化旬間」における 違反広告物の市内一斉指導取締りについて

屋外広告物適正化旬間（9 月 1 日～9 月 10 日）にあわせて、本市においても良好な景観形成促進と屋外広告物の安全性向上を図るため、屋外広告物の調査及び違反屋外広告物の一斉指導取締りを実施しますので、下記のとおりお知らせします。

- 1 日 時 令和 7 年（2025 年）9 月 10 日（水）午前 9 時 00 分～正午頃まで
- 2 実施主体 熊本市、熊本県
- 3 実施内容 ①屋外広告物条例第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号に定める禁止広告物である恐れがあるものの調査
②屋外広告物法第 7 条第 4 項に基づく違反簡易広告物（はり紙）の除却
- 4 当日日程 9：00 熊本市役所駐車場西側集合・作業内容説明・移動
9：15 調査・作業開始
12：00 頃 作業終了・解散
- 5 実施路線 【1 班 A～C】（別紙 1）
手取本町新市街第 2 号線、草葉町第 1 号線、水道町城東町第 1 号線他（並木坂、上通り、下通り、新市街を除くこれら周辺の通り）
熊本市（都市デザイン課・土木総務課）職員 5 名
熊本県広告美術協同組合 1 名（予定）

【2、3 班】（別紙 2、3）
国道 57 号（熊本維持出張所から熊本市と菊陽町の境）
国道 3 号（四方寄南交差点付近～宇土市松原歩道橋付近）
国土交通省熊本河川国道事務所職員及び同熊本維持出張所職員 11 名
- 6 取材にあたっての留意点
 - （1）取材者用の駐車場はありません。
 - （2）当日の取材にあたっては、交通安全等に十分ご注意ください。
 - （3）雨天決行ですが、荒天時は実施を中止する場合があります。
取材をご予定の場合は必ず、当日 8：30～11：00 の間に都市デザイン課に連絡し、実施の有無を確認してください。
 - （4）実施路線は現時点での予定です。今後の状況次第で変更する場合があります。
 - （5）本取締りは県と協同して一斉に行うものです。県内全体の結果等は熊本県都市計画課までお問合せください。

【お問い合わせ先】

都市建設局 都市政策部 都市デザイン課

電話：096-328-2508

課長：坂本 幸人（さかもと ゆきと）

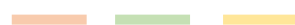
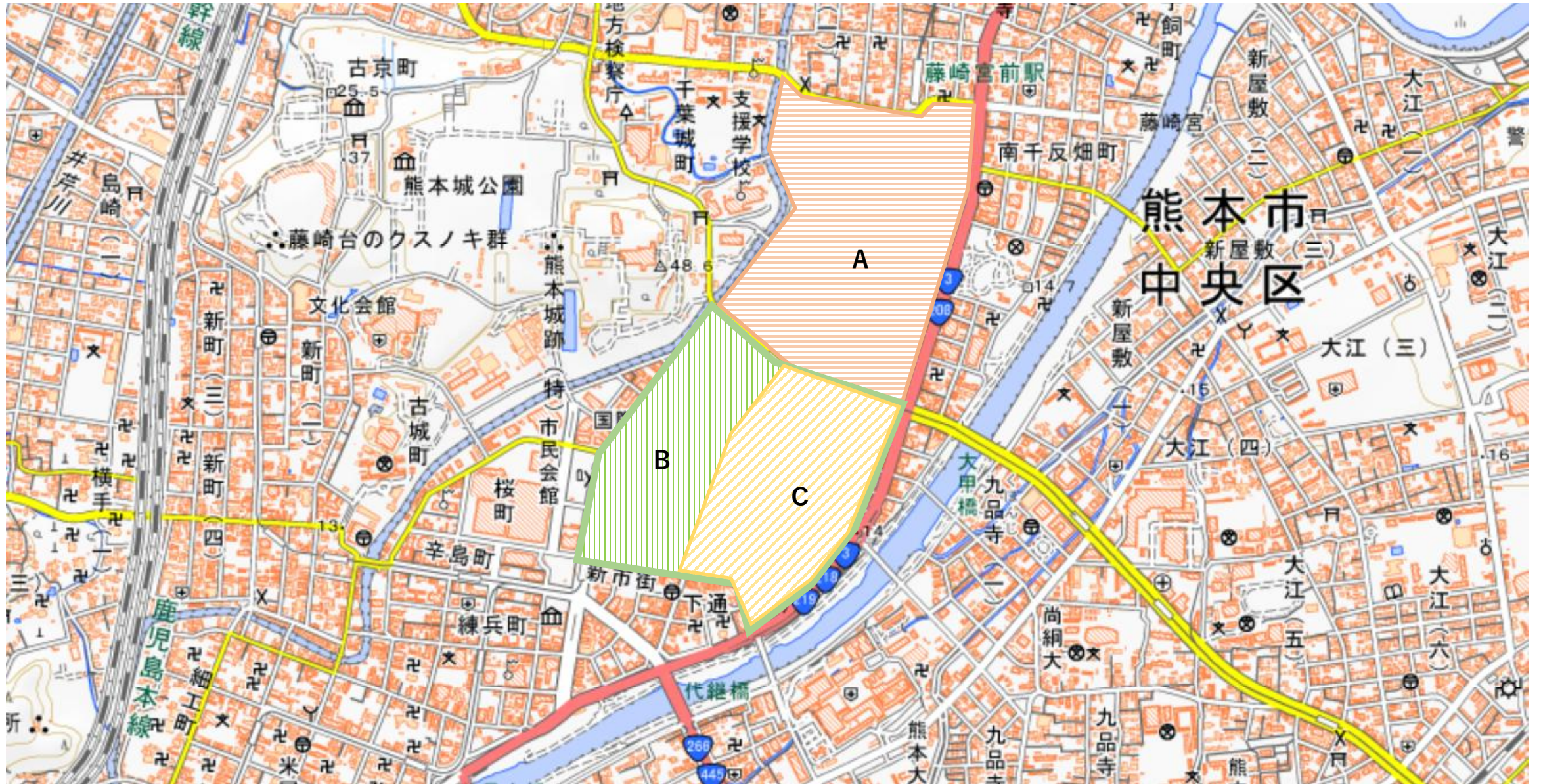
担当主査：津田 理恵子（つだ りえこ）

熊本県 土木部 道路都市局 都市計画課景観管理班

電話：096-333-2522 植田（うえだ）・山田（やまだ）

【1班】巡回範囲（予定）

別紙1



出典：国土地理院ウェブサイト（[地理院地図](#) / [GSI Maps](#) | [国土地理院](#)）に巡回エリアを追記

別紙 2



【3班】巡回ルート（予定）

別紙3



巡回ルート ■■■ 出典：国土地理院ウェブサイト（[地理院地図](#) / [GSI Maps](#) | [国土地理院](#)）に巡回ルートを追記。